

該当法令 法第 22 条第 1 項（関連：法第 25 条、第 63 条）

22 条区域内における建築物の屋根

建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合

法第 22 条第 1 項及び法第 63 条区域の屋根に「市街地における通常の火災による火の粉により防火上有害な発炎をしない屋根」として、国土交通大臣の認定を受けたポリカーボネート板等を使用する場合は、「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」に供するものでなければならない。

「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途（平 12 建告第 1434 号）」に該当するものは以下のものとする。

一号：スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設（ ）

（ ）その他これらに類する運動施設とは、テニスの練習場、ゲートボール場等、スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途をいう。

二号：不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途（ ）

（ ）その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途の例としては、以下に掲げる用途が考えられる。

通路、アーケード、休憩所

十分に外気に開放された停留所、自動車車庫(床面積が 30 m²以下のものに限る)、自転車置場

機械製作工場

三号：畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

< 解説 >

法第 22 条第一項、法第 63 条の政令で定める基準は、それぞれ、令 109 条の 5、令 136 条の 2 の 2 において規定されている。ポリカーボネート板や強化プラスチック板（旧法における準難燃材料）等を用いた屋根の多くは、令 109 条の 5 第一号、令 136 条の 2 の 2 第一号の基準に適合（火の粉により燃え抜けはするが、燃え広がりはおこさない）するものとして、認定を受けている。

この基準に適合する屋根の構造については、上記の不燃性の物品を保管する倉庫等に限って使用することができる。